

(目標)

主権者である国民として租税についての正しい理解を深める。

(租税、納税、課税と呼ばれるものに対しての無用のアレルギーをなくす。)

(内容)

1. 租税そのものについての理解。

…憲法前文、30条、旭川国民健康保険料事件最判

→公共サービスの費用の共同負担

→非対価性、権力性…侵害規範故、法の支配が重要 (←課税権は主権者)

↓

2. 税負担の根拠を法的に理解。

…憲法14条、(29条)30条、84条

→租税公平主義の意味 (相対的平等概念)

租税法律主義 (特に「納税の義務」についての正しい理解)

↓

3. 租税行政についての正しい理解。

…申告納税制度と租税公平主義と租税法律主義の関係

「事実」としての税制を眺めるのではなく、制度の根本にある「規範」を前提として考え、実践するのでなければ、真に租税を理解したことにならない。